

令和2年10月9日

組合員・利用者の皆さまへ

氷見市農業協同組合
代表理事組合長 伊藤宣良

不祥事件の発生について

この度、当組合において職員による不祥事件が下記のとおり発生いたしました。かかる事態を重く受け止め、組合員を始め利用者の皆さまに多大なご迷惑とご心配をおかけすることとなり深くお詫び申し上げます。

記

1. 事件の概要

当組合布勢支所勤務の職員（男性・30代・営農指導担当）が、令和2年8月初旬から10月初旬にかけて、2営農組合から通帳と印鑑を預かり計490万円を不正に引き出していた事案、2営農組織1団体4個人に支払わなければならない米穀商からの米代金計403万6050円を代理受領し着服していた事案を確認しました（合計893万6050円）。また、同支所の金庫から営業時間外に現金100万円を勝手に持ち出し、翌営業時間内に返却していた事例も認められました。

2. 被害に遭われたお客さまへの対応

被害に遭われたお客さまには、訪問のうえ事実関係をご説明して深くお詫び申し上げますとともに、全額入金させていただきました。なお、当該職員親族の申し出により、被害額全額の弁済を受けました。

3. 関係者の処分及び今後の対応

当該職員は、令和2年10月7日付で懲戒解雇処分といたしました。また、組合長をはじめとした常勤理事4名の役員報酬を5か月間5%カットとする処分を理事会において決定しました。なお、本件確認後、直ちに監督官庁へ届出を行っています。

また、早急に再発防止策を取りまとめ、法令遵守を経営の最重要課題と位置づけ、二度とこのような不祥事件を起こさぬよう、役職員一丸となって再発防止に取り組み、内部管理体制の強化と信頼回復に努めてまいりますので、重ねてお詫びを申し上げます。

以上